

## 低炭素建築物の認定基準見直しに伴う施行日前後の経過措置について

1. 低炭素建築物（住宅）認定申請については長期使用構造等確認と違い、評価機関の業務が技術的審査であり法律上の位置づけがないため、9月末までに所管行政庁に認定申請申請している場合は旧基準扱いとなります。10月1日以降に所管行政庁に認定申請する物件は新基準です。施行日前の認定申請物件で、変更申請がある場合は旧基準を適用することになります。お間違いがないようご注意ください。

このことは当センターHPのトップページの最新・更新情報に9月下旬掲載いたします。